

目次

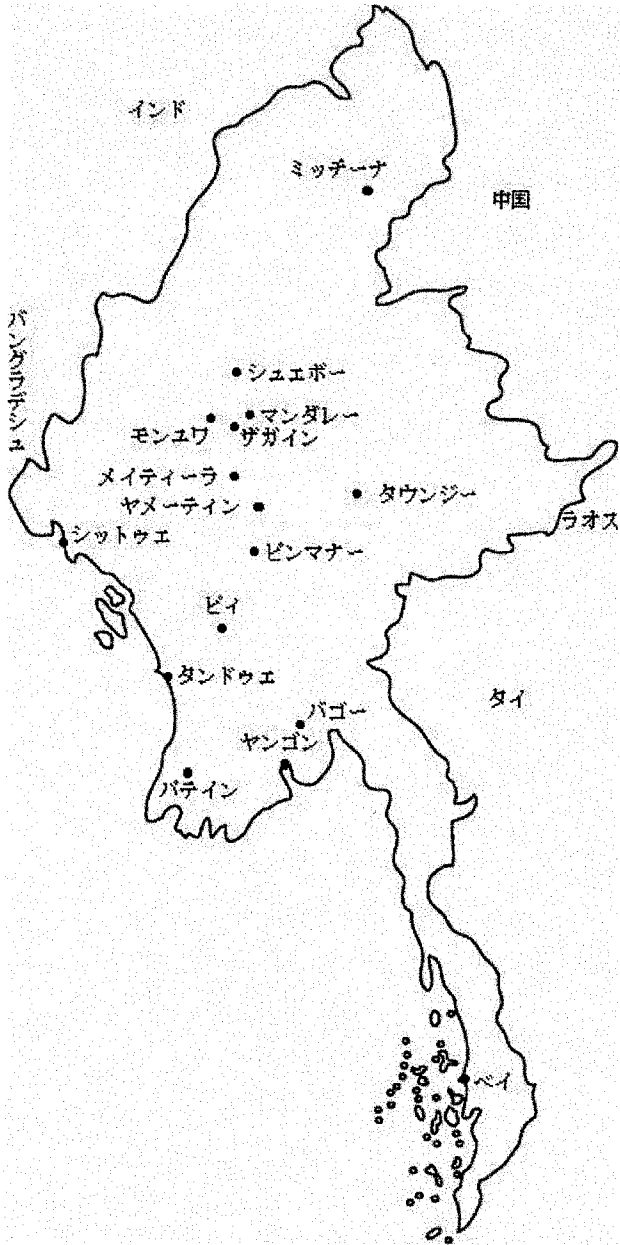
凡例	i
ビルマ地図	ii
ヤンゴン市内地図	iii
序論	1
第1節 本論文の目的	1
第2節 先行研究および本論文の意義	2
第3節 依拠した資料・本論文の構成	5
第1章 バマー・ムスリムとは	8
第1節 ビルマのムスリムとバマー・ムスリム	8
第2節 バマー・ムスリムという主張に至る背景	14
第3節 バマー・ムスリムという主張の出現	21
第2章 ビルマ政府の外国系住民に対する政策	28
第1節 独立時の外国系住民の扱い —1948年の二つの国籍法を中心に—	28
第2節 ネーウイン政権の国民概念と外国系住民 —1982年ビルマ国籍法および関連資料から—	32
第3節 小括	46
第3章 ムスリムに対する見えざる「政策」	47
第1節 信仰の自由の現状	47
第2節 ムスリムの描かれ方 —未検閲の出版物から—	62
第3節 国民登録証をめぐる問題	75
第4節 小括	86
第4章 「バマー・ムスリム」という生存戦略	88
第1節 歴史に描かれるバマー・ムスリム	88
第2節 バマー・ムスリム組織の活動	99
第3節 イスラミックセンターの活動	113
第4節 小括	129
結論	131
添付資料	136
参考文献	144

凡 例

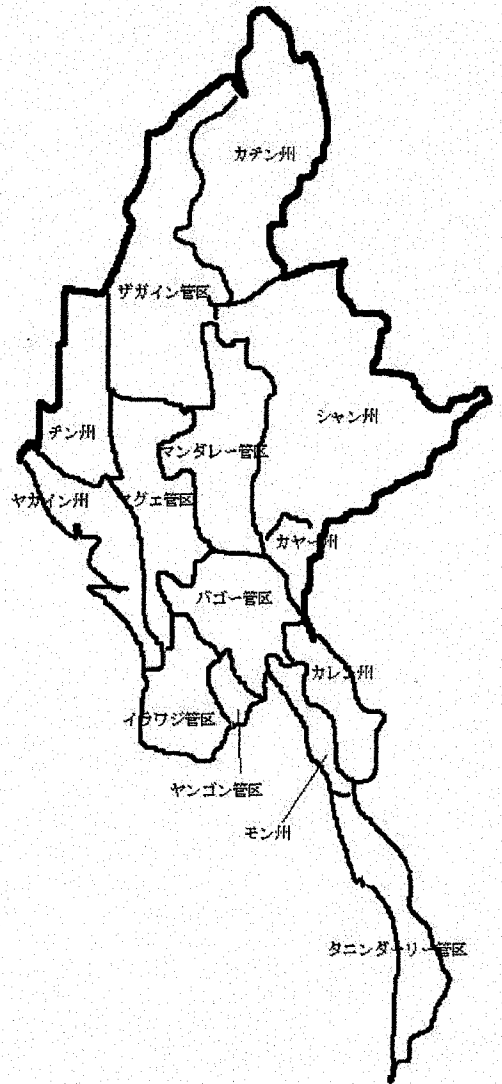
1. ビルマ政府は1989年に国名の英語表記を Union of Myanmar に変更し、日本語表記も「ミャンマー連邦」と改められたが、本論文においては、国名として「ビルマ」を使用し、ビルマに暮らす国民を「ビルマ人」あるいは「ビルマ国民」と表記した。ただし、現政権下で出された書籍を引用する場合や、インタビュー調査の内容を記載する場合に限り、書籍に記載の通り、あるいはインタビューで語られた通りに、ビルマ語の「バマー」と「ミャンマー」が混在する表記方法を採用した。バマーとミャンマーの二つの単語を、これまでのような単なる口語と文語としてではなく、ビルマ政府が使用する説明に則り、バマーを狭義のビルマ族、ミャンマーをビルマ国民、として使用する人が近年増加しているためである。
2. 本論文で研究対象とした「バマー・ムスリム」の「バマー」についても、ビルマ人、あるいはビルマ国民の意味で用いている。バマー・ムスリムではなくミャンマー・ムスリムと表記されている部分は、上記1.の表記方法を採用している場合である。バマーをビルマ族の意味で用いる場合には、その都度括弧書きで示す。
3. ビルマの行政単位は上から、国、^{ビヤーン}州および^{クイン}管区、^{ミョウネー}郡あるいは^{ミョウネー}区、^{ヤンクエ}地区および^{チェーユワ・オウス}村落区と訳す。本論文のための現地調査を行なったヤンゴン市は、ヤンゴン管区内のヤンゴン市開発評議会 (Yangon City Development Committee) 管轄地域を指す。上述した行政単位のうち、郡と区については、ヤンゴン市内の場合は区、それ以外については郡と訳し分けた。
4. 論文の中で、引用文中の筆者による補足は () に入れた。原文で括弧書きになっている場合はその都度脚注で示す。
5. ビルマで出版された書物には、もともと個別に出版予定であったものを一冊にまとめて出版したものがあ、その場合、ページ数がそれぞれ1から始まっていることがある。そうした書物の引用の場合には、特に断らない限り、下記の通りとする。
前半の内容を引用する場合 [Ko Ko Lay. n.d. : 2-5]
後半の内容を引用する場合 [Ko Ko Lay. n.d. : 2'-5']

ビルマ地図

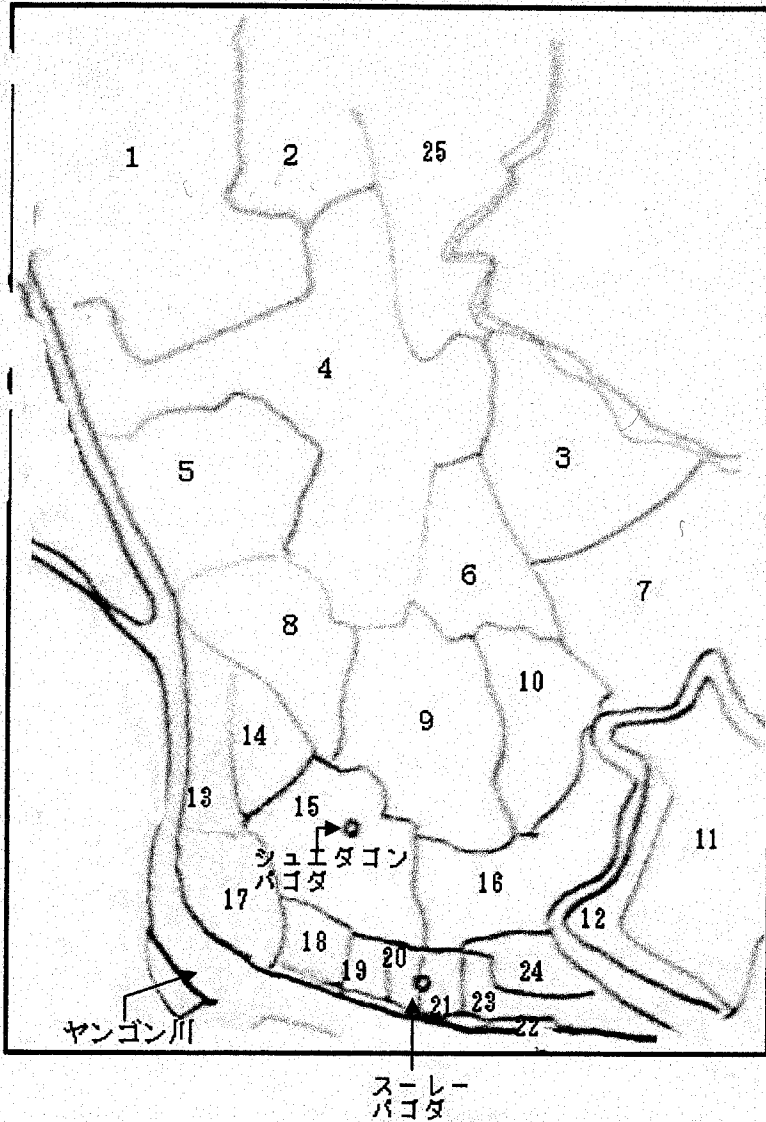
(1) 主な地名



(2) 州・管区地図



ヤンゴン市内地図 (一部)



ヤンゴン市内

1. インセイン区
2. ミンガラドン区
3. 南オカラッパ区
4. マヤンゴン区
5. フライン区
6. ヤンギン区
7. ティンガンジュン区
8. カマユ区
9. パハン区
10. タムエ区
11. タケタ区
12. ドーボン区
13. チーミンダイン区
14. サンチャウン区
15. ダゴン区
16. ミンガラータウンニュー区
17. アロン区
18. ランマドー区
19. ラタ区
20. ババーダン区
21. チャウタダー区
22. セイカン区
23. ボータタウン区
24. パズンダウン区
25. 北オカラッパ区